

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
				担当職員 阿久根由美子
日 時	平成26年6月19日(木曜日)		開 議	午前 9 時 04 分
			閉 議	午前 9 時 51 分
出席委員	吉田 ○中村 並河 山本 田中 石野 堤 木曾			
執行機関 出席者	(政策推進室所管) 桂政策推進室長、竹村政策推進課長			
事務局 出席者	藤村局長、山内次長、阿久根副課長			
傍聴	可	市民 名	報道関係者 名	議員 3名(西村、中澤、小島)

会 議 の 概 要

9 : 0 4

1 開議

〔吉田委員長 開議〕

2 日程説明

〔事務局次長 日程説明〕

3 議案審査

第9号議案

(政策推進室 入室)

<政策推進室長>

指摘のあった政治倫理条例に定める代表者の要件について、南つつじヶ丘自治会において自治会長の交代があり、6月18日辞任され副会長が代理をされた。6月22日に臨時役員会で新会長が選任される予定で、議決後新会長と協定書を締結する。指定管理までの管理協定の根拠については、私法上の契約関係で契約に基づく個別の事務又は業務執行の委託として有効と判断している。締結者が政治倫理条例第4条に該当する可能性があるが、自治会長が交代し6月18日職務代行の副会長に変更届出があり今後は問題ない。4月1日から6月18日までの間条例に該当する可能性もあるが、地域住民の生涯学習活動の積極的推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図る施設であり、南つつじヶ丘自治会は同じ目的で活動されている団体であるためご理解をいただきたい。施設管理の利用料金について、協定で市は事業の実施、使用許可、施設管理を依頼している。施設利用料金は市の設置条例で定めており、市が直接收受すべきであるが、市と自治会との協議経過のなかで市が適切な連絡を怠り明快な説明を行わなかったため、指定管理後にすべき利用料金制度に基づき貸館し利用料金徴収が行われた。全て市の事務の不適切が原因である。利用は46回あり、うち28回で利用料金が徴収され、18回は自治会事業で使用された。自治会徴収の利用料金は現在自治会で保留されており市に納入するべきで対応する。以後間違いを是正し、今後は市が納入通知し、市に納入してもらう。銘板は市と自治会との事務協議経過のなかで市の説明の不適切によるもので置かれた。自治会は理解され今は覆いをしてもらっている。コミュニティセンターは地域住民の生涯学習活動の積極的な推進と地域コミュニティ活動の円滑な推進を図るとともに、魅力と活

力のある地域社会の形成を目的とする施設で、自治会は同じ目的で活動する住民自ら運営する任意の団体で、指定管理者として問題のない団体だと考えている。政治倫理条例の確認を怠り事前に対処せずこのような状況になったことは市の責任で申し訳なく思っている。自治会へも、議員各位へも多大な迷惑、心配をかけた。今後このようなことがないように慎重な職務執行に努める。

[質 疑]

< 木曾委員 >

議案提案以前の問題である。どこかに欠陥がある。原因は何か。

< 政策推進室長 >

担当者が起案し、上席の者がチェックし、市長が最終決裁を行う。事務方の政策推進室においてのチェックがし切れず怠慢であった。今後は襟を正し職務に専念する。

< 木曾委員 >

法制担当のチェックはなかったのか。

< 政策推進室長 >

総務部に合議している。

< 木曾委員 >

法令順守できていないのは3回めである。組織でやっているのに再度起きるはどうか。政治倫理条例の第4、5条は努力義務だというのは本末転倒である。政治倫理条例制定の意図を考えないといけない。法令を議会も市も守り市民の負託に応えなければならない。何度も起きるのは残念である。担当副市長が法令遵守に取り組んでいると言っていたができていない。副市長の説明がないと納得いかない。

< 吉田委員長 >

政策推進室担当、法制担当の副市長とコンプライアンス推進委員長は誰か。

< 政策推進室長 >

政策推進室は湯浅副市長、法制は勝見副市長。コンプライアンス推進委員長は湯浅副市長。

< 堤委員 >

本委員会に課せられていることは議案に対する議決である。政治倫理条例第5条は議員が関わる営利目的の業者に市が指定管理としないことで透明性を図るため規定されたもの。コミュニティセンター管理は民間業者ではなく自治会管理がよいと思う。他町でも同様のケースがあると思う。自治会長は辞任され自治会で受託するのがよいと判断された。執行部は戒めるべきことは戒めしっかりしてもらわないといけない。

< 政策推進室長 >

指摘のとおりである。事務が不適切で地元に迷惑をかけた。職務に専念していく。

< 堤委員 >

反省は分かった。議決に関してはどう考えているのか。

< 政策推進室長 >

南つつじヶ丘コミュニティセンターは東部地域の中核施設で地域のコミュニティの拠点である。適正な方向に早くもっていきたい。

< 木曾委員 >

6月18日までの28回分の利用料は市に入れるのか。

< 政策推進室長 >

自治会で保管されており市に入れる。

- < 木曾委員 >
公金を預かってもらっているのはよくない。
- < 政策推進室長 >
早急に納入してもらおう。今日以降の利用は市から納付書を渡す。
- < 木曾委員 >
市が領収すべきものを自治会にしてもらうのは間違いである。
- < 政策推進室長 >
本来市がすべきであった。
- < 木曾委員 >
7月1日以降は自治会で収納することになるのか。
- < 政策推進室長 >
議決後自治会と調整し指定管理の協定を締結する。指定管理者として利用料を設定され、徴収される。
- < 木曾委員 >
公金を預かってもらう不正常な状況を4月から今までしていたのは、多方面にも関わってくる問題できちんと整理すべき。
- < 政策推進室長 >
管理協定に料金徴収は含めていなかった。自治会への説明が明確でなかった。
- < 木曾委員 >
自治会は鍵の開閉と説明があった。自治会にも迷惑がかかる。公金の取扱い、使用許可をきちんとやっていかなければならない。副市長に報告すべき。
- < 政策推進室長 >
コンプライアンスの責任者に報告している。適切な事務の説明を怠り申し訳ない。反省し襟を正す。
- < 吉田委員長 >
法令担当の副市長は会派等に説明に来てもよいかと思う。
- < 堤委員 >
副市長の対応は理事者が判断すればよい。
- < 吉田委員長 >
理事者で判断願う。公金の取扱いは職員以外でも出来るのか。
- < 政策推進室長 >
分任出納員の指定を受けた場合である。指定管理者は条例で定める利用料金の範囲内で料金を設定し徴収する。
- < 吉田委員長 >
権限委譲ができていなかったということか。
- < 政策推進室長 >
管理協定のなかには料金徴収を含めていなかった。指定管理後の運営を協議し、その内容で徴収されていた。
- < 吉田委員長 >
法令に抵触する場合はどの法令なのか。
- < 政策推進室長 >
管理協定の範囲を超えていた。
- < 吉田委員長 >
権限のない者が公金徴収をしてもよいのか。
- < 政策推進室長 >

地方自治法上できない。

< 吉田委員長 >

罰則規定はないと思うが、自治法に抵触するのか。

< 政策推進室長 >

市の不適切な連絡調整が原因である。

< 吉田委員長 >

自治会が悪いとは思っていない。市が自治法違反をするのはどうか。結果は悪くなくとも自治会に法令違反の一部を担わせたことは大変な迷惑だと思う。十分反省を。

< 田中委員 >

領収書の発行はどうなっていたのか。

< 政策推進室長 >

自治会で発行している。

< 田中委員 >

指定管理の前提で事務が進んでいたことが間違い。使用許可を出すのもどうか。

< 政策推進室長 >

指定のとおり。指定管理後の運用をされていた。市が原因である。

< 木曾委員 >

市の領収書に直さないといけない。税務上使用されている場合もある。

< 政策推進室長 >

更正となる。担当課と調整し対応する。

< 木曾委員 >

利用者が領収書を業務上用うこともある。早急に対応しなければいけない。

< 政策推進室長 >

善処する。

< 吉田委員長 >

自治会に迷惑がかからないよう対応願う。他の法令も確認されたい。

< 政策推進室長 >

対応する。

< 吉田委員長 >

領収書等善処し閉会までに報告願う。

〔 政策推進室 退室 〕

4 討論～採決

〔 討論 なし 〕

〔 採決 〕

第9号議案 全員賛成 可決

〔 指摘要望 〕

< 木曾委員 >

正副委員長で整理願う。

< 吉田委員長 >

正副委員長に一任願う。

— 全員了承 —

5 その他
なし

9 : 5 1 閉議